

【資料3】

緊急雇用対策事業(H21年からH23年)

地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に平成23年度末までの基金を造成し、各都道府県及び市区町村において、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出す事業を行っています。

事業名		21年度	22年度	23年度	備考
【緊急雇用創出事業】 ○失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供する事業。 【雇用期間は、新規雇用する労働者の雇用・就業時間は、6ヵ月以内とし、1回に限り更新を可能とする。】	事業数 (直接)	27	19	/	平成22年度で事業終了
	雇用人数	57人	58人	/	
【重点分野雇用創出事業】 ○失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供する事業であって、重点分野に係るもの。(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究の7分野をいう。) 【雇用期間は、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とする。】	事業数 (直接)	/	10	12 (予定)	平成23年度まで継続 (平成22年度予備費により、「重点分野雇用創造事業」が拡充された)
	雇用人数	/	16人	24人 (予定)	
【地域人材育成事業】 ○失業者に対する短期の雇用機会を提案した上で、地域ニーズに応じた人材育成を行う事業(地域人材育成事業という。)人材分野は(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、産業振興、健康・福祉、地域づくり、教育・研究の10分野をいう。) 【雇用期間は、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とする。】	事業数 (委託)	/	/	1 (予定)	平成23年度まで継続 (平成22年度予備費により、「地域人材育成事業」が拡充された！)
	雇用人数	/	/	2人 (予定)	
【ふるさと雇用再生特別基金事業】 ○地域の創意工夫で、地域の求職者等が継続的に働く場を創り出します。 【雇用期間は、原則1年以上とし、更新ができるものである。ただし、事業の性質上、該当事業に従事する労働者と1年間の雇用契約を締結することが適当でないと認められる場合には、必要に応じて、6ヶ月以上1年未満の雇用期間についても認めるものであること。】	事業数 (委託)	4	6	6 (予定)	平成23年度まで継続 H21民間企業に委託(4社) H22民間企業に委託(6社) H23民間企業に委託(6社:予定)
	雇用人数	8人	14人	14人 (予定)	
合計		65人	88人	40人	

(予定) (予定)